

厚生労働省発職雇 0 7 0 4 第 1 号

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 6 年 7 月 4 日

厚生労働大臣 田村 憲久

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 除外率

除外率設定業種に幼保連携型認定こども園を設定し、除外率を百分の六十とするものとする。

第二 施行期日

この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行するものとする。